

附 則

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レシフエ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理 由

在コソボ日本国大使館を新設し、在レシフェ及び在ジュネーブの総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。